

阪空運第11842号
阪空検第4690号

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

SEAGLASS 代表 川西 佑輝 殿

平成30年1月24日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条ただし書及び第132条の2ただし書の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許可及び承認事項： 航空法第132条第2号
航空法第132条の2第1号、第2号及び第3号

許可等の期間： 平成30年2月15日から平成31年2月14日

飛行の経路： 日本全国（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る。）

無人航空機： DJI 社製 Phantom3

無人航空機を飛行させる者： 川西 佑輝

条件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・飛行実績の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。

平成30年2月9日

大阪航空局長 千山 善幸

